

第5回基準等検討ワーキンググループ

追加資料

2 2号認定子ども及び3号認定子どもの利用者負担

(資料集10ページ)

本市の考え方

階層区分について、本市における現行の階層区分と同様に11階層の方向で検討する(国が示す階層区分は8階層)。

新たに必要となる財政措置を考慮した上で、他都市と大きな乖離が生じない水準を目指し、利用者負担額を引き下げる方向で検討する。

国が示す3号認定の利用者負担基準は1種類のみであり、施設型給付と地域型保育給付で利用者負担額に差は設けられていない。

一方、現行の保育ルーム等の利用者負担額は、設置基準や利用条件が認可保育所と異なることから、認可保育所の利用者負担額より低く設定してきた経過がある。

地域型保育事業は、本市における待機児童の解消において重要な役割を担っており、今後とも地域型保育事業の利用促進を図る観点から、地域型保育事業の利用者負担については、施設型給付とは別の利用者負担額の設定を検討する。

また、地域型保育事業の利用者負担については、保育標準時間利用と保育短時間利用を同額の方向で検討する。

3 1号認定子どもの利用者負担

(資料集13ページ)

本市の考え方

階層区分について、国の基準と同様に、5階層とする(本市における現行の就園奨励助成金の階層区分は7階層)。

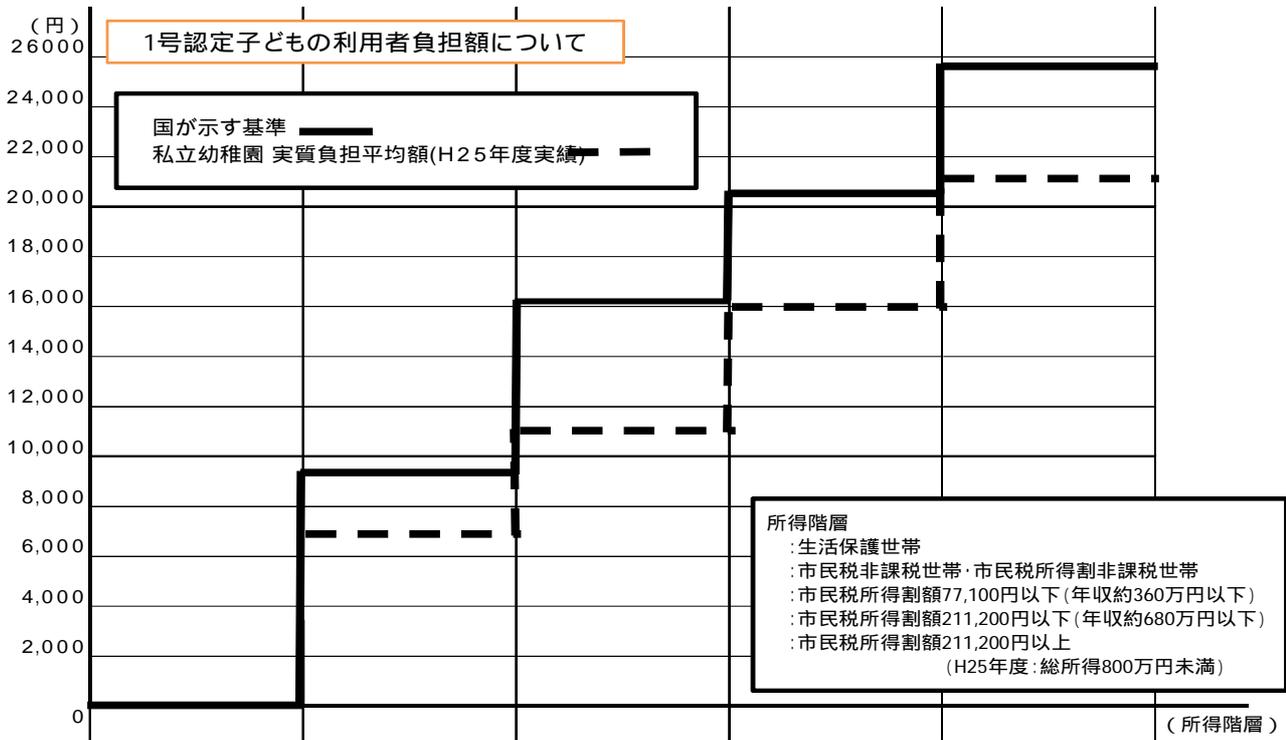
公立幼稚園においても世帯の所得状況に応じた利用者負担額とする(応能負担)。

国が示す基準では、新制度への移行に伴い利用者の負担が増えることとなるので、現行における利用者の実質的な負担を踏まえて、本市における利用者負担額は国が示す基準を軽減した金額に設定する。

1号認定子どもの利用者負担額は、現行の保育料等の平均額から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いた金額を基本として設定されている。他方、公立幼稚園の利用者負担について、国は、公立幼稚園に係る施設型給付費の財源すべてが市町村の公費負担となるため、国としては公立幼稚園の利用者負担額を定めることを予定していない。そのため、本市において、公立幼稚園と私立幼稚園の利用者負担額を同額とするか、別額とするかについて、今後検討する。

階層区分		利用者負担	
		国が示す基準	現行における実質負担平均額 (H25年度実績)
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税 非課税世帯 (母子・父子世帯等)	0円	0円
	市民税 非課税世帯 (上記以外の世帯)	9,100円	6,800円
C	市民税 所得割課税額 77,100円以下の世帯	16,100円	11,000円
D	市民税 所得割課税額 211,200円以下の世帯	20,500円	16,000円
E	市民税 所得割課税額 211,201円以上の世帯	25,700円	21,200円

ただし、給付単価を限度とする。



就園奨励助成申請者の各所得階層人数及び分布率(平成26年度見込み)

9人 (0.1%)	359人 (4.5%)	493人 (6.2%)	3,349人 (42.1%)	3,737人 (47.1%)	合計 7,947人 (100%)
--------------	----------------	----------------	-------------------	-------------------	---------------------